

2 条例第五条の二第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更することができる。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条中「千円」を「千円以上の額で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた額」に改める。

第七条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「使用料の」を削り、同項各号中「使用料」を「額」に改め、同条第二項中「使用料の」を削る。

第八条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条中「使用料」を「額」に改める。

第九条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「第十三条第一項」を「第五条の四第七項」に、「条例別表第一に定める使用料（以下この章において「使用料」という。）」を「利用料金」に、「使用料の額」を「利用料金の額」に改め、同条第一号中「管理人」を「指定管理者」に改め、「その管理及び運営を委託された施設を」を削り、「使用料の額」を「利用料金」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一 二 県から男女共同参画の推進に関する業務を受託した団体が、センターの設置目的を達成する事業を行うために利用する場合 利用料金の全額

第九条第二号から第七号までの規定中「使用料の額」を「利用料金」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

第十条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「第十三条第二項」を「第五条の四第八項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一号及び第二号中「使用料の額」を「利用料金」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

第十一条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「使用料」を「利用料金」に改める。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条 削除

第三章第十四条の前に次の一条を加える。

（申請書及び添付書類）

第十三条の二 条例第八条の二第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第八条の二第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

第十四条第一項中「午前九時三十分から午後五時まで（入館は、午後四時三十分まで）」を「午前九時から午後九時まで（日曜日及び休日は午前九時から午後五時まで）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更することができる。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十五条の次に次の一条を加える。

（使用料の徴収時期）

第十五条の二 使用料は、センターの利用の許可の際に徴収する。ただし、国又は地方

公共団体が利用する場合は、この限りでない。
 2 前項の規定にかかわらず、利用後において確定する使用料は、センターを利用した後に徴収する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条中「管理法人」を「指定管理者」に改める。

第四章中第二十条の前に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)

第十九条の二 条例第十一条の二第二項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第十一条の二第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

第二十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間等を変更することができる。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二條の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条中「千円」を「千円以上の額で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた額」に改める。

第二十三條の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「使用料の」を削り、同項第一号及び第二号中「使用料」を「額」に改め、同条第二項中「規則で定める使用料」を「規則で定める額」に、「使用料の額」を「額」に改める。

第二十四條の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条中「使用料」を「額」に改める。

第二十五條の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中

「第十三条第一項」を「第十一条の四第七項」に、「条例別表第三に定める使用料（以下この章において「使用料」という。）」を「利用料金」に、「使用料の額」を「利用料金の額」に改め、同条第一号中「管理法人」を「指定管理者」に改め、「、その管理等を委託された施設を」を削り、「使用料」を「利用料金」に改め、「の額」を削り、同条第二号中「使用料」を「利用料金」に改め、「の額」を削り、同条第三号から第八号までの規定中「使用料の額」を「利用料金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

第二十六條の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「第十三条第二項」を「第十一条の四第八項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「使用料の額」を「利用料金」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

第二十七條の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第二十三条」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、「使用料」を「利用料金」に改める。

第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

第二十八條及び第二十九條 削除

別表第一中「附属設備等使用料」を「附属設備等」に改め、同表備考一中「使用料」を「額」に改め、同表備考二中「使用料は」を「額は」に改め、「使用料の」を削る。
 別表第二中「附属設備等使用料」を「附属設備等」に改め、同表備考一中「使用料」を「額」に改め、同表備考二中「使用料は」を「額は」に改め、「使用料の」を削り、同表の次に次の様式を加える。

別記様式（第 3 条の 2、第13条の 2、第19条の 2 関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者)

事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第 条の の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称			
公の施設の所在地			
担当者職名・氏名	氏 名		
	担当部署名	職 名	
担当者連絡先	電話 ()	-	
	ファックス ()	-	

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第五条の改正規定、第九条第一号の改正規定（「使用料の額」を「利用料金」に改める部分を除く。）、第九条第一号の次に一号を加える改正規定、第九条第七号を第八号とし、第六号の次に一号を加える改正規定、第十条、第十四条及び第十五条の改正規定、第十五条の次に一号を加える改正規定、第十八条、第十九条、第二十条及び第二十一条の改正規定、第二十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に一号を加える改正規定並びに第二十六条中第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第三条、第六条から第十三条まで及び第二十二条から第二十九条までの規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十九号

福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則（平成十二年福岡県規則第百九号

）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条の見出しを「（休館日）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第三条とする。

センターの休館日は、次のとおりとする。

第一条の次に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)

第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
 - 二 団体の財務状況に関する書類
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- 附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第 2 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

（申請者）

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県平尾台自然観察センター条例第 4 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話（ ） - ファックス（ ） -

第二条 福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの休館日を変更し、又は別に定めることができる。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更することができる。

第五条を削る。

附則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十号

福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則（平成五年福岡県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とする。

第九条中「財団」を「指定管理者」に、「第三条第二項」を「第六条第二項」に、「別記様式」を「様式第二号」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条中「条例第四条」を「福岡県公の施設の指定管理者の指定等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十七年福岡県条例第四十二号）附則第四項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の福岡県立あまぎ水の文化村条例第

四条」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げる。

第二条の見出しを「（休館日）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第三条とする。

水の文化村の休館日は、次のとおりとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（指定管理者の指定の申請書及び添付書類）

第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

別記様式中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に、「管理受託者」を「指定管理者」に、「所在地」を「主たる事務所の所在地」に、「名称」を「団体名称」に、「代表者」を「代表者氏名」に、「第9条の規定」を「第10条の規定」に改め、同様式を様式第二号とし、附則の次に次の一様式を加える。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県立あまぎ水の文化村条例第 4 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話 () - ファックス () -

第二条 福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、水の文化村の休館日を変更し、又は別に定めることができる。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、水の文化村の開館時間等を変更することができる。

第五条を次のように改める。

(利用料金の承認の申請)

第五条 指定管理者は、条例第六条第二項の規定により、利用料金の設定について承認を受けようとするときは、利用料金承認(変更)申請書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

第七条を削る。

第八条中「福岡県公の施設の指定管理者の指定等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成十七年福岡県条例第四十二号)附則第四項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の福岡県立あまぎ水の文化村条例第四条」を「条例第六条第七項」に改め、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加え、同条を第七条とする。

八 指定管理者が水の文化村の設置目的を達成するために利用する場合 利用料金の全額

九 前各号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

第九条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用料金の還付)

第九条 条例第六条第八項ただし書の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

一 利用者の責めに帰することができない理由で利用できなくなった場合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

様式第二号中「(第10条第5項)」を「(第5条第5項)」に、「(第10条第5項)」を「(第5条第5項)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規則第一条の規定による改正前の福岡県立あまぎ水の文化村条例施行規則第九条の規定は、平成十八年三月三十一日までは、なお効力を有する。

福岡県国際文化情報センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十一号

福岡県国際文化情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県国際文化情報センター条例施行規則(平成六年福岡県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とする。

第八条中「条例」を「福岡県公の施設の指定管理者の指定等に伴う関係条例の整備

に関する条例(平成十七年福岡県条例第四十二号)附則第四項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の福岡県国際文化情報センター条例」に改

め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中「第四条」を「第六条第二項」に、「財団」を「指定管理者」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条の見出しを「(休館日)」に改め、同条第一項を次のように改め、同条を第三条とする。

センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定の申請書及び添付書類)

第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
 - 二 団体の財務状況に関する書類
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- 附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県国際文化情報センター条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話（ ） - ファックス（ ） -

第二条 福岡県国際文化情報センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの休館日を変更し、又は別に定めることができる。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更することができる。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七条第一項中「財団」を「指定管理者」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減免)
第七条 条例第六条第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 指定管理者がセンターの設置目的を達成するために利用する場合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額

第八条中各号列記以外の部分について行うものとする。

第八条第六条第八項の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

第八号第二号中「利用の日前の」を「あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が」に、「別に定める額」を「指定管理者が別に定める額」に改め、同条第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

第九条を削り、第十条を第九条とする。

附則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則第一条の規定による改正前の福岡県国際文化情報センター条例施行規則第五条の規定は、平成十八年三月三十一日までは、なお効力を有する。

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十二号

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則(昭和四十六年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「六月二十日から九月十九日」を「七月一日から八月三十一日」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、水泳プールの使用期間を変更し、又は別に定めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に使用期間を変更することができる。

第三条の次に次の一条を加える。

(使用時間)

第三条の二 水泳プール及び庭球場の使用時間は、次のとおりとする。

一 水泳プール 午前十時から午後五時まで

二 庭球場 午前八時三十分から午後五時まで

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ

知事の承認を得て、使用時間を変更することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に使用時間を変更することができる。

第四条第二号中「管理者（条例第五条第一項の公益法人をいう。第八条において同じ。）」を「指定管理者」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条の見出し中「徴収事務の手続」を「払込等」に改め、同条中「法人」を「指定管理者」に改め、「係る使用料」の下に「（前月中の既納の使用料の額から第四条の規定による還付金を控除して得た金額を含む。）」を加え、「使用料払込計算書（様式第八号）」を「内容を示す計算書を生活労働部労働政策課長を経由して」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（指定管理者指定の申請書及び添付書類）

第七条の二 条例第六条第一項の規則で定める申請書は、様式第九号のとおりとする。

2 条例第六条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

第八条を次のように改める。

第八条 削除

様式第七号備考を削る。

様式第八号を次のように改める。

様式第八号

様式第八号の次に次の一様式を加える。

様式第9号（第7条の2関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県産炭地労働者体育施設条例第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話（ ） - ファックス（ ） -

附則

この規則は公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四条の改正規定、第六条の改正規定、第七条の改正規定、第八条の改正規定及び様式第八号の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十三号

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（休館日）」に改め、同条第一項中「は、次に掲げる日を除き開館する」を「の休館日は、次のとおりとする」に改める。

第十四条を第十六条とする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の二を第十二条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（申請書及び添付書類）

第十五条 条例第六条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第六条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

別表第一中「（第六条）」を「（第六条関係）」に改める。

別表第二及び別表第三中「（第七条）」を「（第七条関係）」に改める。

別表第三の次に次の様式を加える。

別記様式（第15条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

（申請者）

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県立勤労青少年文化センター条例第 6 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話（ ） - ファックス（ ） -

第二条 福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二項第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定管理者は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、休館日を変更し、又は別に定めることができる。

第三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開館時間を変更することができる。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第三号を削り、同条を第七条とする。

第九条中「使用の承認」を「利用の許可」に、「福岡公社若しくは北九州公社」を「指定管理者」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とする。

第十一条第一号中「福岡公社又は北九州公社」を「指定管理者」に改め、同条を第十條とする。

第十二条を第十一条とする。

第十三条を削る。

第十四条中「福岡公社及び北九州公社」を「指定管理者」に改め、「使用料」の下に「(前月中の既納の使用料の額から第九条の規定による還付金を控除して得た金額を含む。)」を、「計算書を」の下に「生活労働部労働政策課長を経由して」を加え、同条を第十二条とする。

第十五条を第十三条とし、第十六条を第十四条とする。

附則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定及び附則第二項の規定は平成十八年四月一日から施行する。

(福岡県立勤労青少年文化センターの管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 福岡県立勤労青少年文化センターの管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則(昭和四十八年福岡県規則第三十六号)

二 福岡県立勤労青少年文化センターの管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則(昭和四十八年福岡県規則第三十九号)

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日
福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十四号
福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則(平成五年福岡県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第四条を第五条とする。

第三条第一項第一号中「別表第一中二の項に掲げる施設」を「研究開発室及び試作室」に、同項第二号中「別表第一中三の項に掲げる施設」を「研修宿泊室及び客用宿泊室」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを「(休館日)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第三条とする。

センターの休館日は、次のとおりとする。
第一条の次に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)
第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「第十条第二号」を「第十一条第二号」に改め、同条を第十二条とする。

第十條中「条例」を「旧条例」に改め、同条を第十一条とする。

第九條を第十條とし、第八條を第九條とする。

第七條中「条例第三條第二項」を「福岡県公の施設の指定管理者の指定等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十七年福岡県条例第四十二号）附則第四項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の福岡県立飯塚研究開発センター条例（以下「旧条例」という。）第三條第二項」に、「別表第二」を「別表第一」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第八條とする。

第六條を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。

（研究開発室等の利用基準）

第六條 研究開発室等は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ利用できない。

一 一定以上の技術力を有し、研究開発成果の企業化を積極的に志向する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者

二 大学、国公立試験研究機関等と共同研究を行う個人、法人又は法人格のない団体を構成する者

三 研究開発室等の利用者が行う研究開発を支援する公共的団体又はこれを構成する者

別表第一を削る。

別表第二中「（第七條關係）」を「（第八條關係）」に改め、同表を別表第一とする。

別表第三中「（第七條關係）」を「（第八條關係）」に改め、同表を別表第二とする。

別表第二の次に次の様式を加える。

別記様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県立飯塚研究開発センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	

第二条 福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの休館日を変更し、又は別に定めることができる。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更することができる。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「福岡県公の施設の指定管理者の指定等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十七年福岡県条例第四十二号）附則第四項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の福岡県立飯塚研究開発センター条例（以下「旧条例」という。）第三条第二項及び」を削り、「規則で定める使用料」を「規則で定める額」に、「附属設備等使用料」を「附属設備等利用料金」に、「それぞれ別表第一及び別表第二のとおりとする」を「別表に掲げる金額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て別に定めるものとする」に改め、同条を第七条とする。

第九条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第八条とする。

第十条を削る。

第十一条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「旧条例第四条」を「条例第六八条第七項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一号中「財団」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第二号を次のように改め、同条第三号中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第九条とする。

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

第九条の次に次の一条を加える。

（利用料金の還付）

第十条 条例第六条第八項ただし書の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由でセンターを利用できなくなった場合 利用料金の全額

二 多目的ホールの利用の申込みをした者が、利用の日から一月前までに取消しを申し出た場合 利用料金の額の五十パーセントに相当する額

三 第二号以外の施設の利用の申込みをした者が、利用の日から三日前までに取消しを申し出た場合 利用料金の額の五十パーセントに相当する額

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額

第十二条から第十四条までを削り、第十五条を第十一条とする。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表（第七条関係）

品名	単位	金額
走査型電子顕微鏡	一台（二時間）	一、四七〇円
ビデオプロジェクトシステム	一式（二時間）	一、〇五〇円
オーバーヘッドプロジェクト	一台（二時間）	四〇〇円

附則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

福岡県立森林公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十五号

福岡県立森林公園条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県立森林公園条例施行規則（平成六年福岡県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条の見出しを「（休園日）」に改め、同条第一項中「は、次に掲げる日を除き開園する」を「の休園日は、次のとおりとする」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（申請書及び添付書類）

第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
 - 二 団体の財務状況に関する書類
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- 附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第 2 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県立森林公園条例第 4 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担 当 部 署 名	
担当者職名・氏名	
担 当 者 連 絡 先	電話（ ） - ファックス（ ） -

第二条 福岡県立森林公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、森林公園の休園日を変更し、又は別に定めることができる。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、森林公園の開園時間を変更することができる。

第五条を削る。

附則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

福岡県緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十六号

福岡県緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県緑化センター条例施行規則（昭和五十九年福岡県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条の見出しを「（休館日）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第三条とする。

センターの休館日は、次のとおりとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（申請書及び添付書類）

第二条 条例第五条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第五条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第 2 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県緑化センター条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話（ ） - ファックス（ ） -

第二条 福岡県緑化センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの休館日を変更し、又は別に定めることができる。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更することができる。

第五条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定及び附則第二項の規定は平成十八年四月一日から施行する。

(福岡県緑化センターの管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 福岡県緑化センターの管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則(昭和五十九年福岡県規則第三十七号)

二 福岡県緑化センターの管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則(昭和五十九年福岡県規則第三十八号)

福岡県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第六十七号

福岡県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県漁港管理条例施行規則(昭和三十九年福岡県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第十六条中「主管課長」を「水産林務部漁港課長」に改める。
第十七条の次に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)

第十八条 条例第二十条第一項の規則で定める申請書は、様式第十五号によるものとする。

2 条例第二十条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

様式第十四号の次に次の一様式を加える。

様式第15号（第18条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県漁港管理条例第20条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話（ ） - ファックス（ ） -

備考 用紙寸法は、日本工業規格A列4番とする。

第二条 福岡県漁港管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

(指定管理者による使用料徴収の事務手続)

第十四条 指定管理者は、毎月十日までに前月中に徴収した使用料を指定金融機関に払い込むとともに、使用料払込計算書(様式第十一号)を、水産林務部漁港課長を経由して知事に提出しなければならない。

2 指定管理者は、使用料徴収計算簿(様式第十二号)を備え、所事項を記載しなければならない。

第十五条を削る。

第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

様式第十一号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

様式第十二号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

様式第十三号中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

様式第十四号中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

様式第十五号中「(第18条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

附則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十八号

福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県建設技術情報センター条例施行規則(平成十七年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(休館日)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

センターの休館日は、次のとおりとする。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定の申請書及び添付書類)

第十一条 条例第六条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第六条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

別表の次に次の様式を加える。

別記様式（第 2 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

（申請者）

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県建設技術情報センター条例第 6 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話（ ） － ファックス（ ） －

」を「福岡県八女土木事務所長、福岡県柳川土木事務所長、教育庁総務部文化財保護課長」に改める。

第十四条の見出し中「の使用料」を削り、同条中「使用料の」を削る。

第十四条の次に次の四条を加える。

(申請書及び添付書類)

第十五条 条例第十七条の三第一項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(様式第十号)によるものとする。

2 条例第十七条の三第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第十六条 条例第十七条の三第二項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 都市公園の管理の技術に係る指導育成体制が整備されていること。

三 その他知事が必要と認める事項

(利用料金の減免)

第十七条 条例第十七条の六第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 指定管理者が都市公園の設置目的を達成するために利用する場合 利用料金の全額

二 県又は県教育委員会が、文化又はスポーツの振興のための事業に利用する場合 利用料金の全額

三 国又は市町村若しくは市町村教育委員会が、文化又はスポーツの振興のための事業に利用する場合 利用料金の二分の一の額

四 文化団体又はスポーツ団体が主催し、かつ県又は県教育委員会が共催して催し又は競技会を行う場合 利用料金の二分の一の額(障害者福祉の増進のため開催する場合にあっては全額)

五 条例別表第二の二に掲げる公園施設を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号

一)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の児童又は生徒その他これらに準ずると知事が認めたる者が学校教育活動の一環として利用する場合 利用料金の二分の一の額

六 条例別表第二の六に掲げる公園施設を学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の児童又は生徒その他これらに準ずると知事が認めたる者が土曜日に利用する場合 利用料金の全額

七 前各号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

八 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額

(利用料金の還付)

第十八条 条例第十七条の六第八項の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由で利用できなくなった場合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額

様式第九号の次に次の様式を加える。

様式第10号 (第15条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 主たる事業所の所在地

団体の名称

代表者の氏名 ⑩

福岡県都市公園条例第17条の3第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担 当 部 署 名	
担 当 者 職 氏 名	
担 当 者 連 絡 先	電話 () - ファックス () -

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定及び第十四条の次に四条を加える改正規定中第十七条及び第十八条に係る部分は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡県都市公園条例施行規則第七条第三項、第十条第三項及び第十一条から第十四条までの規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十号

福岡県営住宅条例施行規則

福岡県営住宅条例施行規則（平成九年福岡県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条を削る。

第三十九条中「第五十四条第三項」を「第六十二条第三項」に、「様式第四十七号」を「様式五十五号」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十八条の次に次の八条を加える。

(利用の申込み)

第三十九条 条例第五十四条の規定による駐車場の利用の申込みをしようとする者は、

2 前項の駐車場利用申込書（様式第四十七号）により知事に申込みをしなければならない。

を添付しなければならない。

(利用者の資格)

第四十条 条例第五十五条第二号の規定で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 入居者又は同居者が介護保険法（平成九年法律第二十三号）第七条第三項に規

定する要介護者又は同条第四項に規定する要支援者であつて、同条第五項に規定する居宅サービスを受けるため、利用が必要であると認められること。

二 前号に掲げるもののほか、駐車場の利用が特に必要であると知事が認める特別な事由

(自動車の規格)

第四十一条 条例第五十五条第三号の規定で定める自動車の規格は、次の各号のいずれにも該当するものその他知事が駐車場の利用に支障がないと認めたものとする。

一 自家用自動車であること。

二 車幅が一・九メートル以下で、かつ、全長が五・〇メートル以下であること。

(利用者の決定)

第四十二条 条例第五十六条第一項の公正な方法は、抽選による方法とする。

2 条例第五十六条第二項の利用決定者への通知は、駐車場利用決定通知書（様式第四十八号）によるものとする。

(利用の手続)

第四十三条 条例第五十七条第一項の規定で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 利用を開始する日

二 自動車を駐車する場所

三 駐車場を利用する者

四 駐車する自動車の規格

2 条例第五十七条第三項の規定による許可は、駐車場利用（変更）許可書（様式第四十九号）によるものとする。

(利用内容の変更等)

第四十四条 条例第五十八条第一項の許可を受けようとする利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に申請しなければならない。

一 自動車を駐車する場所を変更しようとするとき 駐車場利用変更申請書（場所変更用）（様式第五十号）

二 駐車場の利用者を変更しようとするとき 駐車場利用変更申請書（利用者変更用）（様式第五十一号）

三 駐車する自動車の車種その他の事項を変更しようとするとき 駐車場利用変更申

請書（車種等変更用）（様式第五十二号）

2 前項第三号の駐車場利用変更申請書には、自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前条第二項の規定は、条例第五十八条第一項の許可について準用する。
（駐車場の利用中止届）

第四十五条 条例第五十八条第二項の規定による届出は駐車場利用中止届（様式第五十三号）によるものとする。

（利用許可の取消し）

第四十六条 条例第五十九条の規定による駐車場の利用の許可の取消しの通知は、許可取消通知書（様式第五十四号）によるものとする。

第四十七条の次に次の四条を加える。

（家賃等の収納）

第四十八条 指定管理者は、家賃等を収納したときは、その収納金を指定金融機関に払い込むとともに、計算書を課長を経由して知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定の手続）

第四十九条 条例第六十四条第一項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第五十六号）によるものとする。

2 条例第六十四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 条例第六十四条第二項第五号の規定で定める事項は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十二条第四項に規定する点検を、建築士法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第二項又は第三項に規定する一級建築士または二級建築士にさせることができることとする。

（駐車料等の減額）

第五十条 条例第六十八条第七項の規定に基づく駐車料等の減額は、駐車しようとする自動車について、自動車税の減免がなされている場合に、駐車料等の二分の一を減額するものとする。

2 駐車料等の減額をなされている者は、前項の場合に該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

（駐車料等の還付）

第五十一条 条例第六十八条第八項ただし書きの利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

- 一 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由で駐車場を利用できなかった場合 利用料金の全額又は一部
- 二 月の中途において駐車場の利用を中止した場合 その月の既納の利用料金から当該月の日割りによって計算した利用料金を差し引いた額

2 保証金については、未納の駐車料又は損害賠償金があるときは、保証金から当該額を控除した額を還付する。

様式第十三号中「~~市営~~第~~〇〇~~号」を「~~市営~~第~~〇〇~~号」に改める。

様式第十九号その一及びその二並びに様式第二十一号中

「~~〇〇~~」

福岡市中央区天神5丁目3番1号

福岡県住宅供給公社県営住宅管理部（収納係）

電話092-781-8066

様式第二十二号中

福岡県住宅供給公社

「~~収納事務受託機関~~」を削る。

様式第二十四号中「~~公社~~」を「指定管理者」に改める。

様式第二十五号その二中

「（連絡先）~~〇〇~~」

福岡市中央区天神5丁目3-1

福岡県住宅供給公社県営住宅管理部

電話（092）781-8066

「問い合わせ先

〇〇

福岡市中央区天神5丁目3番1号

福岡県住宅供給公社県営住宅管理部（収納係）を削る。

電話番号 092-781-8066

あなたの問い合わせコード
様式線三十号中

「連絡先、各地区の次管理事務所へ」

福岡県住宅供給公社

・県営住宅管理部管理課収納係（福岡・宗像地区）

電話（092）781-8066

・北九州県営住宅管理事務所（北九州・京築地区）

電話（093）691-5970

及び

・筑後県営住宅管理事務所（朝倉・筑後地区）

電話（0942）30-2660

・筑豊県営住宅管理事務所（飯塚・直方・田川地区）

電話（0948）21-3232

「連絡先 福岡市中央区天神5丁目3番1号

福岡県住宅供給公社県営住宅管理部（収納係）を記す。」

電話番号（092）781-8066

様式第四十七号（表）及び（裏）中「（第40条関係）」を「（第47条関係）」及び「

第55条」を「第52条」に改め、同様式を様式第五十五号とする。

様式第四十七号の次に次の八様式を加える。

様式第47号 (第39条関係)

駐 車 場 利 用 申 込 書

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県営住宅条例第5 4 条の規定により、駐車場の利用を申し込みます。

申 込 者	住 所	県 営 住 宅 棟 号
	フリガナ 氏 名	自宅電話番号 入居許可名義人 (続柄)
	勤 務 先	名称 電話番号
	特記事項	

※ 自動車検査証のとおり記入して下さい。なお駐車できる車輛は、長さ500cm以下 幅190cm以下。

駐 車 す る 自 動 車	自動車登録番号 (ナンバー)		自動車 の 種 別	軽・小・普	車体の形状	
	車 名 (メーカー)		車 種 (車の名前)		型 式	
	所有者の氏名又は名称				長 さ	
	使用者の氏名又は名称				幅	
	申込者の氏名と 所有者の氏名が 異なる場合は、 その理由	1 割賦購入 2 所有者より購入したが名義変更が 済んでいない。 3 所有者から借りている。 4 同居家族の名義にしている。	5 購入予定 (年 月 日頃) 6 会社の車 7 その他			
	自家用・事業用の区別					

備考 特記事項には、優先的に駐車場を利用することが必要である理由を記入してください。

様式第48号（第42条関係）（表）

(利用決定者) 様

住 管 第 号
年 月 日

福岡県知事 印

駐 車 場 利 用 決 定 通 知 書

あなたの駐車場利用申込みについて、下記のとおり決定しますので通知します。
については、裏面の注意事項、福岡県営住宅条例及びこれに基づく指示を守ってください。

記

利用承認予定区画	団地名	区画番号
利用決定者氏名		
利用開始指定日	年 月 日	

様式第48号（第42条関係）（裏）

<駐車場利用にあたっての注意事項>

1 各種申請・届出について

- (1) 駐車場利用の変更等の場合には、知事の許可が必要です。
- (2) 駐車場の利用中止時は、中止届を提出してください。

2 駐車料について

駐車料は、毎月20日に指定された口座から引き落としされます。

3 保管義務について

駐車場の使用にあたっては、必要な注意を払い、駐車場を正常な状態において維持してください。

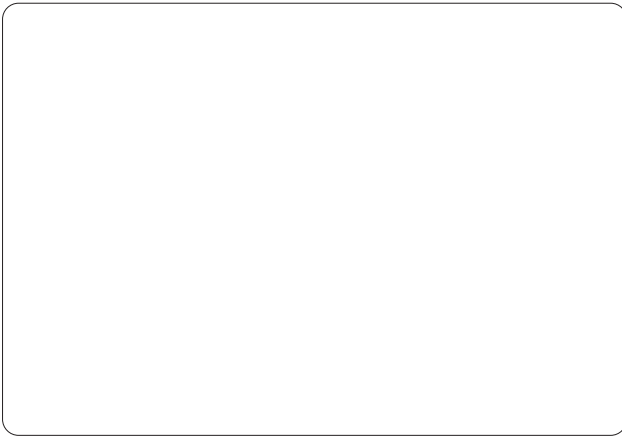
4 利用許可取消し

駐車料の3月以上滞納、共同施設の故意によるき損、迷惑行為等の場合には、許可の取消しをすることがあります。

5 その他

- (1) 利用中は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
- (2) 福岡県営住宅条例及びその他の関係法令を遵守してください。
- (3) 詳細については、許可時に配布する「駐車場利用のしおり」を参照してください。

様式第49号（第43条関係）



年 月 日

福岡県

福岡県知事

駐車場利用（変更）許可書

自動車登録番号	
駐車指定場所	
利用開始日	
駐車場利用者番号	

福岡県営住宅条例第57条第3項の規定により、左記のとおり利用を許可します。

様式第51号（第44条関係）

駐車場利用変更申請書（利用者変更用）

年 月 日

福岡県知事 殿

住宅名及び住宅番号 県営 住宅 棟 号

旧利用者氏名 _____ 印

新利用者氏名 _____ 印

自宅電話番号 _____

勤務先電話番号 _____

駐車場区画番号	棟 号
---------	-----

福岡県営住宅条例第58条第1項の規定により、駐車場利用者の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

新利用者		印	旧利用者との続柄	
新利用者の勤務先	名 称 (勤務先電話)			
(変更を要する理由)				

様式第52号 (第44条関係)

駐車場利用変更申請書(車種等変更用)

年 月 日

福岡県知事 殿

住宅名及び住宅番号 県営 住宅 棟 号

旧利用者氏名 _____ 印

新利用者氏名 _____ 印

自宅電話番号 _____

勤務先電話番号 _____

駐車場区画番号	棟 番
---------	-----

福岡県営住宅条例第58条第1項の規定により、駐車する自動車の車種等の変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
記

変更する事項 (自動車検査証のとおり記入して下さい。)

駐 車 す る 自 動 車	自動車登録番号 (ナンバー)		自動車の種別	軽・小・普	車体の形状	
	車名 (メーカー)		車種 (車の名称)	型式		
	所有者の氏名又は名称				長さ (500cm以下)	
	使用者の氏名又は名称				幅 (190cm以下)	
	申込者の氏名と 所有者の氏名が 異なる場合は、 その理由	1. 割賦購入 2. 所有者より購入したが名義変更が 済んでいない。 3. 所有者から借りている 4. 同居家族の名義になっている。		5. 購入予定 (年 月 日頃) 6. 会社の車 7. その他		
	自家用・事業用の区別		自動車保管場所 承諾申請		年 月 日	

添付書類

1. 自動車検査証の写し
2. 購入等の場合は、売買契約書の写し

様式第53号（第45条関係）

駐車場利用中止届

年 月 日

福岡県知事 殿

私は現在使用している県営住宅 団地の駐車場を 年月日 で利用を中止しますので、福岡県営住宅条例第58条第2項の規定により、届け出ます。

利用者	駐車場区画番号	住宅名及び住宅番号			フリガナ	㊟
	番	県営住宅	団地	棟号	氏名	

理由 (該当項目を○で囲んで下さい)	1 退去のため	2 車を処分したため
	3 団地以外に駐車場を確保したため	4 その他

移転先 (中止の理由が上記1とした場合に限る)	〒	TEL	金融機関確認欄 確認印
----------------------------	---	-----	----------------

※ 希望される還付方法の番号を○で囲み、必要事項を記入して下さい。

1 現在の駐車場利用料の引き落とし口座に振り込んで下さい。(銀行口座確認印は不要です)

2 下記の口座に振り込んで下さい。(金融機関で口座番号の確認印が必要です)

この欄は、金融機関が押すところです

→ いずれかを○で囲む	銀行等	銀行名	支店名	銀行コード	店舗コード	預金種別(○印)		口座番号				
	郵便局	郵政省番号	通帳番号	通帳番号(右詰で記入)				1 普通	2 当座			
		9 9 0 0		の								
口座名義人(カナで記入)												

様式第54号（第46条関係）

許可取消通知書

様

あなたの駐車場利用については、福岡県営住宅条例第59条に基づき、利用許可を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

1. 駐車場区画番号 番
2. 利用許可取消日 年 月 日
3. 理 由

年 月 日

福岡県知事

様式第五十五号の次に次の一様式を加える。

様式第56号（第49条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

団体名称

代表者の氏名 印

福岡県営住宅条例第64条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり書類を添えて申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の次に次の四条を加える改正規定中第四十八条、第五十条及び第五十一条に係る部分は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡県営住宅条例施行規則第四十条の規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)